

平成28年第1回文化財保護審議会

日時：平成28年3月9日（水）午後6時30分～午後8時7分

場所：区役所第1庁舎5階庁議室

出席者：（委員）石野委員、稲木委員、内田委員、早乙女委員、重枝委員、外池委員、服部委員、藤原委員、堀内委員、山本（質）委員、山本（暉）委員

（欠席）相澤委員

（事務局）堀教育長、進藤教育政策部長、土屋生涯学習・地域・学校連携課長、大谷文化財係長、浅見民家園係長、小畑郷土資料館長

傍聴者：なし

資料：「（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針」の策定について

区内発掘調査速報展

速報展解説シート

午後 6 時30分開会

○事務局 本日は御多忙のところ、御出席いただき感謝する。

私は、教育委員会事務局生涯学習・地域・学校連携課長の土屋である。後ほど、会長、副会長の選任を行うが、それまでは私が司会を務めさせていただくので、よろしく願います。

審議会開会に先立ち、教育長の堀より挨拶をする。

○事務局 今から思い起こすと、2年前の委嘱状交付の際に立ち会わせていただいた。

本日は、御多忙のところ、足元の悪い中御出席いただき感謝する。これから2年間、世田谷の文化財について御意見を賜りたいと思うので、重ねて願います。

本日は、次第の4で（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針について諮問させていただく。昭和52年に世田谷区の文化財保護条例を策定し、今年で40年の節目を迎える。この間、80件の区の文化財を指定することができ、感謝する。この節目に世田谷区の文化財保存活用基本方針を策定できることをうれしく思う。国でも歴史文化基本構想の動きがあり、各自治体に基本方針の策定を促しているが、遅ればせながら世田谷区としてもその方向に向かっていきたい。

あと4年後、オリンピック・パラリンピックの馬術が馬事公苑で開催される。区の教育ビジョンも平成26年度からスタートし、28年度は3年目を迎える。区長の理解もあり、昨年度、オランダ、今年はフィンランドと、諸外国の教育行政を見てきた。そこで痛感したのは、グローバル化が予想以上に早く動いていることと、子どもたちには、日本、世田谷の文化・歴史を改めてしっかりと教えていきたいと思った。今回の件で世田谷の子どもたちがさらに郷土意識を持つことにつながればと思うので、ぜひ御意見を賜りたい。

○事務局 今期の世田谷区文化財保護審議会委員に御就任いただいた皆様に、机上に委

嘱状を置かせていただいた。

[委嘱状の交付]

○事務局　ここで、今期から新任となる外池委員を御紹介させていただく。

[新委員の紹介及び自己紹介]

○事務局　開会の前に、今期の会長、副会長の選任を行う。会長、副会長の選任方法は、世田谷区文化財保護条例第56条の規定に基づき、委員の互選によることとなっている。会長について自薦、他薦等あるか。

○委員　山本暉久委員は、これまで培われてきた会長としての経験を生かし、教育長も言われたように、今年は保存活用基本方針という難しい問題もあるので、引き続き山本暉久委員を会長として推薦したい。

○事務局　ただいま早乙女委員より会長職について引き続き山本暉久委員にお願いしたい旨の発言があった。山本暉久委員にお願いすることでよいか。

[承認]

○事務局　次に、副会長について推薦はあるか。

○委員　引き続き相澤委員にお願いしたい。

○事務局　ただいま石野委員より、副会長について引き続き相澤委員にお願いしたい旨の発言があった。相澤委員は本日欠席であるが、副会長に選任された場合は受諾しても構わない旨の了解を既に得ているので、本日欠席ではあるが、相澤委員に引き続き副会長職をお願いすることでよいか。

[承認]

○事務局　山本暉久会長より御挨拶をお願いします。

○委員　各委員の御推挙をいただいた。引き続き世田谷区の文化財保護審議会の会長職として、今後も頑張っていきたいと思う。相澤委員は本日欠席であるが、会長、副会長ともども委員の尽力と事務局と世田谷の文化財の保護について大きく関わっていきたいと思う。今回の議題である「（仮称）世田谷区

文化財保存活用基本方針」の策定を含め、あと2年間、会長職として頑張っていきたいと思うので、よろしく願います。

○事務局 現在までのところ傍聴の申し込みはないが、会議開始後に傍聴の申し出があった場合、その際にお諮りし、傍聴していただく形で取り扱わせていただきたい。

ただいまより、平成28年第1回世田谷区文化財保護審議会を開催する。

先程委嘱状を交付させていただいた。お引き受けいただき感謝する。

初めに、配付資料を確認する。

〔配付資料確認〕

○事務局 この後の議事進行は、山本会長に願います。

○委員 それでは、文化財保護審議会の議事を行う。

議題2、平成27年第4回文化財保護審議会議事録承認を議題とする。平成27年第4回審議会議事録については、既に各委員に送付したが、加筆修正等の連絡はなかったため、本議事録どおり承認することに異議ないか。

〔承認〕

○委員 次に議題3、平成28年第1回議事録署名委員の指名を議題とする。今回の議事録署名委員は石野委員と内田委員に願います。

〔承認〕

○委員 本日の文化財保護審議会のメインの議事は、4の「(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針」の策定にあたっての考え方についての諮問である。

事務局より説明願いたい。

○事務局 世田谷区教育委員会から、世田谷区文化財保護審議会宛てに諮問する。

〔諮問文を山本会長に手渡す〕

○委員 諮問案件について、事務局より説明いただきたい。

○事務局 お手元の資料に基づき、「(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針」の策

定について説明する。

1の(1)の基本方針策定の背景である。世田谷区は、大都市東京における住みよい住宅地として主に開発が進められてきたが、その過程において、かつての風景や文化は次第に失われつつあり、都市部における経済活動優先の開発の中で文化財の保護がますます難しくなっている。

地域における歴史文化、風景などを保護・継承していくことは現代の社会的要請であると捉え、行政としてはそのために啓発に取り組んでいく必要がある。それには、保護のみの視点ではなく、これらを活用して地域の歴史文化、風景などに対する理解や愛着を社会的に醸成していく必要がある。特に地域や人々の暮らしの中に埋もれている指定等がなされていない文化財を守っていくためには、文化財を複合的に捉え、個々の文化財だけではなく、まとまりとしての価値や魅力をわかりやすく示し、地域住民等の理解へとつなげていくことが重要である。

今後は、行政として、地域の文化財・自然等の保護・継承に関する施策を一貫した考えを持って進めるため、基本方針を示すことが必要であるため、本基本方針を策定するものである。

歴史文化基本構想は、文化財を核として地域全体を歴史文化の観点から捉え、各種施策を統合して歴史文化を生かした施策を展開していくための計画で、文化庁が各自治体において策定することを推進している。

今回諮問する「(仮称)世田谷区文化財保存活用基本方針」は、この歴史文化基本方針として位置づけ策定する。考え方としては、未指定文化財も視野に入れること、文化財単体だけではなく、その周辺の環境も含めて一体的な保存活用を図る点に特徴がある。必要に応じて保存管理計画の作成の考え方なども盛り込んでいくことになる。

歴史文化基本構想の策定にあたっての考え方は、一貫性を持って進める、

文化財保護施策の充実を図るための構想、一体的な保護を図るための構想等を記載している。また、歴史文化基本構想として定める事項の基本的に定める事項、必要に応じて定める事項は記載のとおりである。

2、基本方針策定の概要である。（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針の位置づけは、本方針の策定に当たり、世田谷区基本計画を踏まえるとともに、文化庁が策定を推奨している歴史文化基本構想として位置づけるものとして、第2次世田谷区教育ビジョンや世田谷区第2期文化・芸術振興計画の施策目標など関連する計画との整合性にも留意しながら取り組みたいと考えている。

(2)の基本方針の検討体制は、先ほど諮問させていただいたが、文化財保護審議会で区の目指すべき文化財行政の方向性など基本方針の基礎的な部分について答申をいただきたく考えている。庁内の調整機関として（仮称）世田谷区文化財保存活用基本方針検討委員会を立ち上げた。この検討委員会内で情報交換を行い、他所管との連携を図っていく。また、ワークショップを実施し、区民の意見等も取り入れてまいりたい。

(3)の基本方針の概要であるが、本基本方針では、今後、文化財保護行政に取り組むに当たり、基本的な理念と施策を推進するための基本方針を定めていくことを考えている。具体的には、①文化財の保存と活用の基本的な理念、②保存と活用の基本方針について進めている。

3、文化財施策の課題である。世田谷区は、関東大震災以降、急速に住宅化が進み、人口も急激に増えてきた。農村から住宅地へ大きく転換し、交通網はさらに発達し、急激に発展していく中で、古くから世田谷に住んでいた人ばかりではなく、大正から昭和にかけて宅地化の進展とともに世田谷区で暮らすようになった人、近年になって新たに転入し始めた方など、さまざまな人々が暮らしている。また、世田谷の歴史や文化への興味関心の持ち方に

についても、その人ごと、地域によってもさまざまに異なっている。そういう状況の中で、世田谷区の歴史文化をどのように捉え、継承していくかが大きな課題となっている。地域の方々によって伝えられてきた伝統文化を継承する人材も少なくなっており、身近な文化財が失われるなど、さまざまな問題も生じている。

区としては、区民の世代間の理解の促進、地域行事への参加の促進を通じて区民の文化財への意識を高め、区への愛着を高めてもらうとともに、区の歴史文化を次世代の子どもたちへ継承する取り組みが必要不可欠であると考えている。

近年、これまで主な文化財として捉えられてこなかった、近・現代史の歴史、土木、生活遺産や戦争遺産などはその歴史的価値を考える機運が生まれ、新たな視点を持って、地域の歴史文化や自然を捉え直す仕組みづくりが必要となっている。

2020年に実施される予定の東京オリンピック・パラリンピックでは、区内にある馬事公苑が競技場になっている。この機会に、区を訪れる観光客に区の魅力をアピールするために発信力の強化も求められている。詳細に関しては、改めて資料を御確認いただきたい。

基本方針で検討する課題は、郷土資料館を核とした郷土学習のネットワークの充実、民家園の事業の充実と次大夫堀公園民家園の再整備、代官屋敷の保存・活用の推進、地域の文化財の継承と伝統文化の担い手の育成、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした世田谷の歴史・文化の発信、将来の区史編纂に向けた取り組み、文化財の保存活用のための体制の整備である。

4の区内文化財の現状把握については、これまでさまざまな文化財調査を行ってきたが、その後の追跡調査や追加調査の実施を検討する必要がある。

また、近年になり、戦争遺跡や近代土木遺産等についても新規の調査について検討する必要がある。

5のこれまでの世田谷区の主な文化財調査については記載のとおりであるので、後で確認願いたい。

○委員 国の歴史文化基本構想にのっとり、世田谷区が独自に保存活用基本方針を策定していく取り組みは非常に重要ではないかと考えている。

ただいまの説明について、力を入れてほしい点、留意してほしい点等御意見があれば願います。

○委員 国が各自治体において歴史文化基本構想を定めるという「歴史文化基本構想」という言葉があり、今回の説明では「世田谷区文化財保存活用基本方針」となっているが、これは同じと考えてよいのか。歴史文化基本構想というもっと大きなものがあり、その中の1つとして文化財保存活用基本方針を考えているのか。この関係はどうなっているのか。

○事務局 世田谷としては、区の行政計画としての側面もあわせて持たせたいと考えている。基本方針については、国の歴史文化基本構想とほぼ同じ形のものであると考えているが、具体の区の施策としての取り組みについては、歴史文化基本構想は大きな構想をまとめる考え方になっているので、それに付随して、行政計画もあわせてまとめたものにしていこうと考え、あえて名称を変えている。

○委員 改めて歴史文化基本構想を区でつくることはないのか。

○事務局 この方針をそれに相当するものと位置づけている。

○委員 建物に限らないが、これまでは個々に比較的いいものを指定してきた。それに対して未指定とか群という考え方は、所有者、管理者に対して、これは単体では指定できないのだが、条件等を付しながら、区としてはどういう名称でサポートしていくのか、これは将来の指定への候補なのか、そのあたり

をもう少し説明願いたい。

○事務局　　今まで世田谷区では区史編纂事業からさまざまな形での文化財調査を行っていた。現在、指定の候補に挙げてきたものは、多くはその成果に依拠している。建築では古民家の悉皆調査、近代建築の悉皆調査を昭和50年代に行っている。そのほかの文化財についても、社寺調査、民俗調査の中でリスト化してきたものを基に考えてきた。指定になるものはよいが、所有者の御了解がなかなか得られないものについては、これまでは相続等による取り壊し等で維持できないときには連絡をいただき、記録保存の形で取り組んできた。物件については、郷土資料館で寄託、寄贈を受けることはできるが、建物についてはそれが難しいので、そういうものは記録保存に取り組んできた。

平成20年に文化財保護条例を改正し、登録文化財の制度を入れて、未指定のものも登録の形で残していければということで取り組んでいるが、登録については、将来にわたって残せる自信がない、あるいは相続の際に残せないものについて、承諾が得られなくて登録という制度にかかっていないものもある。

今後進めるに当たり、我々がかつて悉皆調査した中から失われてしまったものも多く、そのときに取りこぼしたものもあると思うので、そういうものも新たに把握しながら、実際にどういうことが可能なのか、委員の御意見を伺いながら考えていきたい。

建築については、底地をどうするかが課題になる。石造物については、従来、世田谷区で調査し、昭和50年代にはかなりの数の石造遺物が確認されている。近年、それが維持できないということで、いろいろな相談をいただいている。指定できるかどうかもあるが、そういうものをどう残していくのか、その考え方もいろいろなアイデアがある。路傍の石造物の場合には、

その土地を含めて寄附してもいいという申し出があるが、従来は宗教上のものについては公園や道路の上には置けないという考え方があり、そういうところに手をつけられなかった。そういう未指定のものについても必要な文化財として捉え、登録していくことで、民俗資料として残していく方法はないか等、今回の方針の中で御意見をいただきながら、新たな方策についても見出していきたいと考えている。

そのためには、今後やっていかなければいけない調査もあると思う。予算の関係もあるので、一足飛びに全部の調査はできないが、文化財保護審議会の委員の御意見を伺いながら、区として今後の取り組みの方向性を定めていきたい。

○委員 登録ケースを積極的に増やそうという方向転換でよいか。

○事務局 それも1つの考え方であり、それが今の結論かどうかというのはあるが、我々の課題、問題意識としては持っている。

○委員 それはむしろ遅いという感じがある。せめて最後は記録したいということがあるので、制度、広報、審議会の意識の違いもあると思うが、最低限の有効な働きかけをしていただきたいし、こちらとしても時間の許す限り協力したい。

○委員 堀内委員の発言は重要なことである。文化財の保護に当たり複合的に捉えていく姿勢は非常に結構であるが、実施するに当たっての難しさもあると思う。特に近・現代史の関係の戦争遺産も含めて、そこら辺はどう保護を図っていくのか。複合的な視点も大切であるが、具体的にどうするか、検討する必要があるのではないか。

○事務局 今回の検討と並行し、庁内でも検討組織を設けている。我々教育委員会の部署だけで全部できることではないので、関係部署も巻き込み、これからの検討を形にしていきたいと考えている。

○委員 基本方針で検討する課題の⑦文化財の保存活用のための体制の整備の専門職員の確保・育成は常勤か、非常勤か。

○事務局 常勤職員の確保は、担当としては切実なものとして考えており、そういう形で持っていければ望ましいと思うが、区の人事側にどういう事業にどういう必要性があって人材を確保するのか明らかにしなければいけないので、今後、郷土資料館、民家園等文化財の関係で、この方針でどういう方向で仕事をし、どれぐらいの人材が必要なのか、しっかりと位置づけた上で検討していきたい。

○委員 幾ら方針が決まっても、実際に動ける方がいなければ、これは机上の論理になってしまう。

5のこれまでの世田谷区の主な文化財調査の調査年度、刊行物を見ると、ほとんどが古いものである。図書館との連携という言葉もあったが、今どきカラー写真ではなく、モノクロ写真が載っているものを小学生は見ないと思う。情報発信という意味では、カラー版で、背表紙があるリーフレットが好ましい。私が住んでいる相模原市は、文化財を探そうとするとリーフレットしかない。小学生、中学生に郷土のことを知らせるのは図書館の本である。図書館の整備、刊行物の整備を基本方針に入れて、それが整備されない限りは、どんなに口で言っても周知されない。石造遺物が幾つもあり、調査をして、登録文化財も毎回のように議題に上がって山積していると思うが、それが1冊になっていないのは配慮不足である。文化財調査をしようとしても、現状はどこの自治体もろくな本がない。予算の関係があると思うが、ここであえて提言させていただき、もう少しまとめた刊行物を出して、過去のものによっているのではないという姿勢もお願いしたい。

○事務局 今この動きがあり、庁内で情報発信をしているが、区長は今後、区史の編纂に取り組むお考えもあるようだ。その際のポイントは、カラー化を加えて

ビジュアル化し、第三者が見てわかるように工夫してほしいと言われている。専門的になるとこういった形になるが、理解してもらえないと保存活用にはつながらない。歴史文化基本構想にも文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保護を図るためとあるが、第三者に文化財を理解してもらうためには、ビジュアル化も踏まえ、トータルでやっていきたいと思う。専門家から見ると物足りないところはあるかもしれないが、それを土台にし、第三者、特に子どもたちにわかりやすいつくり方、広報発信をしていきたい。

○委員 内田委員は情報発信が一番重要ではないかと言われているので、検討していただきたい。

○委員 私は休みの日に神奈川県各市立図書館へよく行くが、市史を調べてもみんな昭和で終わっていて、新しい情報があるはずなのに何も本がないのはあんまりではないか。

○事務局 我々も50年代から平成の初めまではかなり熱心にいろいろな調査をしてきた。その後は、指定を充実させる、実際にそこにあるものをどう保護していくかというところにシフトしてきたが、失われてきたものが多いので、もう1度新たなスタートとして、堀内委員の御意見のように、指定されなかったものをどう把握し、最低でも記録保存につなげていく仕組みをつくるのか。インターネット等の情報ツールが発達しているので、50年代に発刊されて、それをリニューアルしたものを活用し、区民にわかりやすく届けられるよう、この方針の中で検討してまいりたい。

○委員 4の新規の実施を検討する文化財調査等に写真史料のデジタルアーカイブとあるが、デジタルアーカイブは別に写真に限らない。世田谷区のホームページを見ると、区の文化財全般に関して発信が少ないと思う。区史を新しく紙媒体でつくることは大事であるし、紙媒体もなければ駄目であるが、それに加えてデジタルアーカイブという形で、単なる写真をばらばら見せるだけ

ではなく、多少なりとも学術的なものをきちんと踏まえたアーカイブをつくる必要があると思う。写真ばかりではなく、建物であろうが、文書であろうが、全てのものを発信する際にはそれが必要である。

ここに書かれていることはどれ1つとってももつともであるが、誰がやるのか、具体的にはどんなことになるのか。今、区役所の庁内の検討体制で考えていると思うが、教育委員会、文化財関係以外に具体的にはどういう分野が参加しているのか。

○事務局 公園等の整備領域、都市デザイン、区史編纂でかかわる文書関係のセッション、産業振興、観光等に絡むところである。

○委員 私が別の県で関わったときに、文化財の情報発信は教育委員会や文化財系の人たちだけでやっていると少し弱い。かえってわからないとやりやすいことも出てくるので、産業振興、企画、法系の人たちが入ると、より一層発信力が増すのではないかと思う。そういう方たちが入ることなので、いろいろな意見が出てくると思う。

今回の基本方針を進めるに当たり、未指定の資料等を保護するための予算的な裏づけはとれそうなのか。

○事務局 頑張りたいと思う。

○委員 予算がないことには始まらない。

○事務局 予算をとるには、具体的なビジョンがないと難しい。

○委員 そもそも論として、やる以上は見通しがないと駄目である。

○事務局 これは決定ではないが、次大夫堀公園の近くに生産緑地の農地があり、それは自治体を買う権利がある。かつての農村風景等も踏まえて次大夫堀公園を拡張したいということで内部で調整し、今回買う方向で動いている。最終的に産業振興部が買うことになるが、買った場合、我々教育委員会と連携してどう活用するかということも訴えているので、今回の保存活用基本方針が

後ろ盾になればいいと思う。人的な体制もとらなければいけないので、トータルで考えて進めていきたい。

○事務局 予算については、この計画自体、庁内でもトップまで含めた合意形成をしている。行政計画として位置づけるので、行政計画として謳うものについては、当然予算を要求する。個々の年度の予算の査定については、今から確定的なことは言えないが、我々は予算を獲得するためのベースになるものと位置づけて取り組んでいきたい。

○委員 この検討委員会は既に立ち上がっているのか。

○事務局 庁内では立ち上がっている。

○委員 実際には水面下で動き始めているということか。

○事務局 こういう形で諮問をし、意見を聞きながら始めると案内している。各セクションで共通課題として認識しているものが多数あるので、そういうことの意味を頂戴している。

○事務局 委員には基本理念をお願いし、行政計画をつくらなければいけない。その行政計画に基づき予算要求の段取りをしている。28年度はプレイベントの名称で次大夫堀民家園でいろいろなイベントを少しずつ行い、多くの区民の参加と理解の輪を広げていきたい。11月ごろには基本方針のパブリックコメントを踏まえて意見交換する取り組みも考えている。単純に審議会と我々行政だけで淡々としていくわけではなく、庁内と区民の裾野を広げて理解を深めていきたいと思う。いろいろな面でお願いすることもあると思うので、協力を賜ればと思う。

○委員 スケジュール的な話が出ているので、その説明もしながら、また御意見をいただきたい。

○事務局 今後のスケジュールについて説明する。3月に事務局の骨子案を作成し、それをもとに、5月にその内容について御審議いただきたい。年度明けの忙

しい時期になるが、御審議をよろしく願います。その後、7月、11月に再度御審議いただく場をつくり、11月下旬に本日の諮問について答申をいただきたい。詳細はスケジュール表のとおりである。

○委員 審議会で審議した基本方針の素案についてパブリックコメントを求めるのか。

○事務局 そのとおりである。

○委員 いただいたコメントについてはどうなるのか。

○事務局 出てきた意見を集約し、審議会に御報告しながら、その内容をどう反映させるか、御相談してまいりたい。

○委員 1年間という結構タイトなスケジュールで策定しなければならないので、そこら辺はスムーズにいかなければいけないと思う。

私の専門的などころで、埋蔵文化財の「ま」の字もないのは何か理由があるのか。

○事務局 埋蔵文化財についてもいろいろ考えていかなければいけない。収蔵資料等の展示についても、郷土資料館を核とした中でどう捉えていくか考えてもらいたい。埋蔵文化財については、文化財保護法で遺跡の包蔵地の指定があり、仕組みとしては非常にシステムチックになってきている。今保管している大量の出土資料をどう活用していくか、郷土資料館事業のネットワークの中で考えてまいりたい。

○委員 今までも活用等でやっている。遺跡の保護をどうしていくかという観点からは、文化財保護法では、開発行為が行われたら、事前に発掘して記録保存すればいいという流れはあるが、それでは遺跡は守れないので、そこら辺はどうしていくのか。単なる行政の事務的な流れの中で埋蔵文化財を発掘し、それで処理するということでは遺跡保護の観点が抜けているのではないかと思うので、「ま」の字ぐらい入れていただきたい。

○事務局　　大きいところでは野毛大塚古墳や等々力の横穴墓は都の史跡になっていた
り、砧中学の古墳等は残せているが、今、新たに組み込んでいくネタが余り
なかったの、そこら辺も方針には盛り込んでまいりたい。

○委員　　前に話題になった横穴墓群は、結局は残せないが、そこら辺は事前にうま
くやれば対処の仕方があったような気がする。

○委員　　先ほど堀内委員が言われたことに対して基本的には賛成であるが、最低限
記録保存することが文字になって出てくると、そっちに流れてしまう。記録
保存したから壊してもいいという免罪符になることも考えておかなければい
けない。特に世田谷だけの問題ではなく、他の自治体は世田谷が何をやるか
見ているので、新しい世田谷ブランドの創出はどういうところで新しいもの
をつくっていくのか。相当うまくやらないと何もできないのではないかと。結
局個別対応的になると、この基本構想をどうやって生かすのかという問題も
出てくる。ただ、ここで余り強く言うと、近代のものを残そうと言いつつ
残せるのかという問題も出てくる。その辺はもろ刃の部分があるので、基本
構想の中に盛り込むのは難しいと思う。これでもいいと言ってしまうと、そ
こに流れる。昔、近代建築の調査のときに、委員の中では備考のところは丸
は絶対つけないと決めていたが、いいものと悪いものの差をつけたほうがい
いのではないかとって丸をつけたが、丸をつけていないものは大事ではな
いと言われているのだから壊してもいいという論理になって、壊されたこと
もある。そういうもろ刃の部分があるので、基本構想は相当慎重につくらな
ければいけないという気がする。

○事務局　　世田谷は記録保存では非常に数が多い区だと思っている。記録保存がいい
とは考えていないが、どうしても壊されてしまうものについてはやっている。
特に建造物は、指定、登録については所有者の理解が得られるものが少
ない状況である。指定はさすがに現状変更に対して大きな制限がかかるが、

国の登録では制限が緩いので、区内の近代建築で国の登録になる件数が近年非常にふえている。

また、京都の町家では、登録にも指定にもかからずに、古い建物を実際に使っているところもある。未指定のものについて、今までは積極的に情報発信できなかったが、地域の方、周辺の方、また所有者にも周りから評価を受けていることを認識していただくことで、仮に指定の網にはかからなくても何らかの形で残っていく。それまで親しまれた風景、外観だけでも記録として残していけるかどうか、この基本方針の中で考えてまいりたい。他自治体の事例等についても御意見をいただきながら進めてまいりたい。

○委員 2～3年、奥沢の海軍村の調査を幾つかやっている。残念ながら記録保存で終わった例もあるが、放っておけばそのまま不動産の売買で更地になっていく。そのときにせつかく何十年も経った見事な生け垣なども一緒に失われ、またゼロからになる。ここで複合的とか群という話になってきたときに、緑の問題も出てくる。これはうまくやれば敷地の縁ぐらい残せるのではないか。建物はやむなく失われたとしても、何十年もかかってできた生け垣の風情のようなものは少なくとも残せるのではないか。そういう環境のあり方等を含めた視点で、いいところをもう少しアピールする条例をつくっていくといいと思う。そこまで考えていないのかもしれないが、もう少しアドバランは高く上げてもらいたいという気もするが、いかがか。

○事務局 新たな条例まではまだ考えていないが、区には風景づくり条例の地域風景資産として取り組んでいるものもある。みどりのセクションで保存樹木や保存樹林の形で指定しながら残す努力をしている。まずは関係所管とどういうことを一緒にやっていけるのか考えていきたいと思うし、我々の今の法令、条例で対応できないのであれば、今後、担当しているセクションとあわせて、今の制度を改めることも考えなければいけない課題になると思う。

- 委員 地域性は世田谷区の中にいっぱいある。
- 事務局 街づくりのセクションも入っている。成城では昔、成城の町並みを整備したときに、大谷石か玉石の石積みに生け垣をルールにしていたので、それを守ろうということで、成城自治会が成城憲章を自治体憲章として作り、街づくりのセクションで案内している事例もある。玉川地域の東玉川の地区計画では、強制ではなく努力規定ではあるが、ルールを地区計画に盛り込むなどの取り組みをしている事例もある。そういったセクションの取り組みとどう連携していけるのか考えていきたいし、この検討会を通じてこういう事例があるということを、庁内でも一緒に考えてもらえるようにしていきたい。
- 委員 大田区の山王にも守る会がある。我々も建物様式等いろいろな話をするが、守る会の人たちのベースになっているのは、旧住民だけではなく、新しく転入してきた住民に、この町はこういう場所でこのようなものがすばらしいと、まちづくりの支援をもらいながら見学会等をやっている。今までは文化財を協力的に見てくださる方と、その他となっているが、その他を切り崩すために、文化財だけではなく、まちづくりともうまく協力しながらやっていくことも大事だろうと思う。
- 委員 学校教育との関係はどうか。
- 事務局 それについても基本方針の中でいろいろ御意見をいただきながらやっていきたい。教育長からもあったように、子どもたちにどう伝えていくかが非常に重要であると思う。教育のカリキュラムの中にきちんと盛り込めるかどうか、どういう機会を捉えてそういうものを伝えていけるのか、これから考えていきたい。
- 今、我々は文科省の補助金が出るので、郷土歴史文化特別授業に取り組んでいる。実際に発掘された埋蔵文化財の遺物を使いながら、区の埋蔵文化財の学芸員が学校に赴いて出前授業をしている。学校から郷土資料館を社会科

見学で訪問し、そこの案内にも取り組んでいるので、そういう取り組みをこれから一步でも二歩でも進めて、学校とどう協力できるのか。学校だけではなく、地域の子どもたちの集まりについてもどういうアプローチをかけていくのか。給田小には千歳民俗資料館という古民家が民具等を入れて移築されており、今回の学校改築の際にもリニューアルされてきれいになった。子どもばやしを課外活動として放課後やっているが、他の学校でも同じような取り組みができるかどうか、こういう方針の中で方向性を示してまいりたい。

○委員 郷土史関係の副読本はつくっているのか。

○事務局 今はない。埋蔵文化財の担当が20数年前に副読本の作成を検討したが、その際には、学校の授業で取り上げる時間がないという理由でうまくいかなかった。学校の授業だけではなく、学校との接点をいろいろな形で持っていきながら考えたい。畳がある家が少なくなり、子どもたちが畳の生活を知らないということもあるので、来年度は清水邸の書院や五島美術館等と連携し、「才能の芽を育てる体験学習」で中学生や小学生を集めてやっている事業がある。その一環としてそういうものも考えたいと思うので、授業に限らず、どういう形で学校等と連携できるか、この方針の中で検討してまいりたい。

○事務局 今の学校教育への対応という件では、小学四年生は移動教室で中央図書館で郷土学習をしている。その建物の空間を今、新教育センターの絡みで検討しており、小学四年生がやる授業は三年生でもできるので、郷土学習、埋蔵文化財等を社会科の中でどう生かしていくか、今日いただいた意見をもとに、副読本の話も踏まえ、社会科担当に検討させる。

○委員 ぜひそれはお願いします。

○事務局 補足をすると、副読本の中で郷土資料館の紹介はしているし、郷土資料館に行って調べ学習をしようという投げかけは今もやっている。それをさらに

どういふふうにレベルアップしていくかという意見をいただければと思う。

○事務局 郷土学習のあり方が今回問われている。平成28年度現在の中央図書館の2階にあるコーナーを新教育センターとの絡みでリニューアルするので、郷土資料館に全64校の子どもたちが来るかどうかも踏まえ、今の話を社会科研究のメンバーに投げかけてみたいと思う。

○委員 先ほど給田小の話が出たが、私は世田谷区教育委員会で民具のボランティアアスタッフを養成する講座のメンバーとして3年間勉強し、その後、給田小の民俗資料室に毎月1回通い、その周辺のお宅をお邪魔しながらその活動を続けている。

給田のとあるお宅を紹介するが、古民家としては古くもないし、昔ながらの給田の農家の佇まいのおもしろい家がある。そこは、カシの木の屋敷林があり、入るとすぐに井戸と外にコンクリートでできた2段の流しがある。その横にはぼっとんトイレの外便所があり、それもまたツボが入っている。その方は古いものを大事にし、肥桶もまだ置いてある。納屋があり、前は穀倉だったようであるが、その納屋にはその方が使っている道具がいろいろあり、石臼台と石臼もそのままである。また、納屋の下には貯蔵のために穴が掘ってある。それもかなり深く、1メートル半ぐらいの高さで、両側に3メートル程奥へ行けるスペースがあり、里芋等の種芋を貯蔵している。さらに竹やぶがあり、その方は自給自足で、竹細工もできるし、のこぎりの目立てもできる。お年なので趣味で農作物をつくっているが、何十年も天気等を全部記録した農事日誌があると言っている。さらに敷地内には落ち葉をかき集めて腐葉土をつくる穴が掘ってある。オリンピックのときに敷地を道路で削られたので、母屋の敷地はかなり小さくなっている。委託の仕事で各地の田舎の農家の調査に行くが、今どき、外便所がある昔の農家の姿をちゃんととどめているのはその家以外見たことがない。田舎に行っても、ほとんど新

しくしていて、世田谷は何ておもしろいところだろうと思っている。

学生を連れて調査に行ったことがあり、竹ぼうきづくりを教えてもらったり、ボランティアスタッフと一緒に少しずつ記録もとっている。その方はひとり暮らしでお子さんもないので、いずれは更地にして全部建て直すとのことである。以前もこの会議で何とかそのお宅を保存することはできないかと発言したが、寄贈は難しいということもあり、諦めていた。ただ、きょうの話で次大夫堀に土地を買う予定があるのであれば、そちらにその敷地を丸ごと移築すると、そこは本当に環境教育に適している。以前、給田小の校長先生にもおもしろいと言ったら、先生も一緒に来て、子どもの教育にもいいということで、6年生を案内してほしいと言われ、案内したことがある。そこは雨水もためて畑にまいたりするので、歴史的に特別貴重な建物ではなくても、地元の民俗学的に風景として残すなど、この環境は本当に教育にも活用できる。将来的には多分なくなると思うが、今のうちに何か手を打っていただければ、世田谷の文化財の保存にも活用できて参考になるのではないか。

○事務局 その方の名前は何とおっしゃるのか。

○委員 Tさんと言っている。

○事務局 T氏である。

○委員 T氏である。民家園の今田調査員もよく通って、一番最初に紹介してくれたのが今田調査員である。

これと関連してお願いしたいことがある。私も民家園に長くかかわっているが、今まで調査員が何代も変わっている。調査員が地元の方とコミュニケーションをとり、いろいろ教えてもらって積み重ねてきたことが全然生かされていない。建築の方も民俗の方も非常勤で期限があるので、3年とか5年でやめられる。5年ぐらい本当に頑張っていた方の頭の中に入っていない

たソフトの部分、せっかく積み重ねてきたことが全部なくなってしまうので、以前から何とかならないかと感じていた。箱物ももちろん大事であるが、最近は体験型でないと文化財を継承できない傾向もある。人ありきだと思うので、事務方と地元の人をつなぐ中心になる方はきちっとした正職で認め、しっかりやっていただきたい。文化財のチラシは残っても、世田谷にその人たちがやってきたことが残っていかないと意味がないので、検討していただきたい。

○事務局　　今回、これを策定するに当たり、浅見係長、今田調査員と歩いていろいろ見ている。その中で団塊の世代の数の力は大きいと思っている。皆さん、時間があるので、世田谷の歴史を知りたい、体験したいということで、代官屋敷等に年間何千人の人が旗を持って来たり、勉強する方が増えてきたと聞いている。休みに町を歩くと、結構集団で、特に男性がリュックを背負って歩いている。町を知りたい、歴史を知りたい、体験をしたいというのは大いに期待している。今、こういう場所や機会、勉強する時間を提供できるといいと思うので、土地や家を寄贈してもらうのが一番いいが、無理であれば石臼をもらうなど、世田谷は次大夫堀や岡本民家園は昔の田園風景を残しているので、少しずつ努力して残せるようにしたいと思う。

○委員　　全体の1つのまとまりが大事で、個々に持ってきたら、多分民家園と同じなので、そこに存在していること自体に意味がある。その場所が無理であれば、屋敷の雰囲気ごと持ってくるぐらいのことがないと多分伝わらない、どこにでもあるものになってしまうと思う。

○事務局　　どうやって残すか。保存樹林があるので、余り制約がかからない中で今あるものを理解してもらいやり方も1つの工夫かと思う。そういうことが可能かどうか、庁内で議論しながら、所有者の理解もあるが、できるだけ世田谷に残されているものをより多くの方々に共有してもらいたい。この審議会の

中で議論し、1つの案ができるといいと思う。

○委員 この方針の1ページ目の最初の文章に、指定等がなされていない文化財に目を向ける、群としての価値や魅力、全体としてのつながりという文言は、文化庁の歴史文化基本構想に入っているのか、それとも世田谷で生み出した言葉なのか。

○事務局 文化庁も歴史文化基本構想の中では、未指定のものも含めた文化財総体の把握を前提に、そういうものを活用していくことを考えなさいと言っている。もう1つは、文化財単体ではなく、周辺の環境を幾つかの群としてどう考えるのか。今まで自治体の文化財の指定は個々の文化財を中心にスポットを当てるにとどまっていたが、伝建地区等の取り組みをしているところは別として、環境などそれを伝えてきた行事等全体を一体のものとして保存を検討していこうというのは、歴史文化基本構想にも謳われている。

今まで教育委員会で単体の指定を増やす取り組みをしてきた。喜多見、代官屋敷等を核として周辺の史跡等も残されているが、それらを全体として把握するところには目が向かなかったので、そういうところもきちんと配慮してまいりたいと考えている。

○委員 ほかの市区町村で歴史文化基本構想に類したものを策定し、これらの文言を生かした提言はなされているか。

○事務局 関連文化財群という形で、観光開発や歴史まちづくり構想といって、歴史的風致の保存計画で、まちづくりとセットにして捉えているところは幾つかあるようである。未指定のものを含めてどう取り組むのかということを経系的にしているところはないようである。指定文化財がある中で、未指定の石造物、風景等を取り込んで群にしているのはあるが、未指定文化財全体を総体と把握して、その保存に取り組むところはないようである。

○委員 難しいので、できればすごいし、とんでもないモデルになると思うが、世

田谷でそれをつくる気概を持っているのか。

○事務局 気概はある。議会の中で、ポロ市と代官屋敷を一体的にストーリーをつくり、日本遺産として指定できないかという大きい話が出ている。一体的にストーリーをつくるのは、第三者にとっても非常にわかりやすい話なので、おもしろい話であると思う。次大夫堀も点在しているが、世田谷の昔の農村風景のような形で体験でき、ストーリーができればいいと思うので、これを機に効果的な見せ方を考えていきたい。

○事務局 未指定については、世田谷の場合、昭和50年代から平成の初めごろまでいろいろな調査をして、その中には指定に至らなかったものも多くある。そのようなことを報告書としてまとめ、建築計画等があれば事前に知らせてほしいということで研究調査に取り組んできた実績もあるので、他の自治体に比べれば、未指定のものについても目を向けていく検討はしてきたと自負している。堀内委員、重枝委員も言われていたが、保存の具体的なところになかなかつなげてこなかった。行政でやるにはどうしても指定等の網をかけないと難しいが、地域の方々の関心の持ち方、所有者の考え方を、こういう考え方もあり得ると基本方針で示すことで、少しずつでも指定にかかわらなくても残せるような環境を生み出していくことを考えていく必要があると思う。具体的に行政がどこまでできるかは別としても、把握をしながら、そういうものが世田谷の歴史や文化を伝える貴重な遺産であり、指定されていなくても文化財としての価値はあると訴えられる取り組みも考えてまいりたい。

○委員 文化財条例ではなくほかの条例だと、例えば景観樹木では比較的楽である。こちらではできないが、そちらに持っていくことはあり得るのか。

○事務局 それはあると思う。今回の検討部署でも、街づくりの部署、みどりの担当、都市計画の部署、風景づくりのデザイン担当等にも声かけしている。み

どりでは天然記念物の指定が全然ないので、この検討と並行して担当部署と調整し、これから指定の候補をどう検討していくのかということもあるが、逆にみどりのほうは、保存樹木、特別保護区という形で、ほかの施策で保存に取り組んでいるものもある。文化財に指定するだけではなく、そういうものも地域の歴史や文化を伝える貴重な資源であると位置づけ、これから区民に対してどうアピールしていくかということも考えていく。制度的には文化財の条例の網にかけて、そこで保護していくことだけを考えているわけではない。

○委員　　今、国が進めている制度で、群の中で点的なものをつなげてラインにするものがある。区内に点在している世田谷の資産の1つでは小さくて無理かもしれないが、比較的小さいものでもそれをまとめると、世田谷の農業遺産になることも可能ではないかと思うが、そういうことも検討するのか。

○事務局　　御提言いただければ、そういうものも含めて検討してまいりたい。

○委員　　それは世界文化遺産の縮小版のようで、お茶を濁している感じもする。群の指定については、世界文化遺産に適さなかったものを、文化庁が再度使っているだけではないか。我々のように直接物に対峙している人間としては、個々に対して責任を持たないために、全体でやってしまうというふうに逃げているようにも見える。

○事務局　　我々はそういうつもりではなく、いろいろ御意見をいただきたいと思っている。幾つかまとまりにするのも1つの考え方だと思う。我々の一番の問題意識は、神社等は社殿は残っても周りの森が残らなければ意味がないとか、お寺についても幾つかのお寺がまとまって1つの歴史を伝えてきた。代官屋敷の周辺には、世田谷区役所の隣に勝国寺、豪徳寺、勝光院がある。これは中世の吉良氏から近世にかけて社寺がそれぞれの役割、それぞれがまとまって、今の世田谷の中心地の歴史になっていることもあるので、1つだけ残せ

ばいいということではなく、歴史をきちんと伝えていく中で、ある程度まとまって考えなければいけないものもあると思う。その中には、石造物等のように単体での指定は難しく、幾つかの群にする、周辺の環境と一体になることで指定するというアイデアもあると思う。

我々としては、個々に責任を持たないとか、世界遺産の縮小版としてというよりも、世田谷の歴史等を伝えていくにはどういうものが揃っていないか、どういう構成が望ましいのか、これから視野に入れていかなければいけないと思う。そこで歴史文化基本構想の考え方も踏まえた形での方針をとりたいと考えている。

実際にどういう取り組みがいいのか、個々のアイデアは、各委員よりいろいろ御意見をいただき、群としてやったほうがいいものばかりを意識すると、1つ1つをどう捉えるかというところが疎かになることもあると思うので、御意見を踏まえながら、区としてどういう施策をとるのか見定めてまいりたい。

○委員 世田谷に限らず、我々がそれぞれ専門性で選別していく中で指定をとるが、未指定のものについていえば、区民には自分にとっての世田谷遺産であるかもしれない。この文化財を資源化していくのは新たな価値の創造になると思う。こういうものが具体的になっていく中で、まだ課題はあると思うが、我々も今までの考え方とは多少違う視点も必要として、ここを応援するのか、どうかかわり方をすればいいのか、試みとしては大事な流れである。内田委員は世界遺産のミニチュア版と言われたが、それでも点が面になる中で拾われていくものもあると思う。今までは個々の団体に抜って条例化してきたところをもう1度組みかえ直すことも含め、こういう構想があってもいい。年をとって町や地域に関心を持ってくると、当然それへの要求もあると思うし、一方では子どもたちに向けたメッセージもある。それらが1つ

でうまくおさまればいいが、これを見ても誰に向けて書いているのか、小学生なのか、大人なのか、1つのメディアでも万人ではない。ターゲットとしてもある程度幅を考える必要があるので、多少細やかに見ていく必要があるのではないか。

○事務局 残していくことが基本であるし、それを専門的な見地からフィルターをかけていくことは当然あると思うが、多くの理解者を増やしていかない限りは難しい。いかに理解者をふやすかということがポイントになると思う。行政のやることは対象がどうしても万人になってしまうので、総花的でおもしろくないが、一定程度対象を絞っていくことも必要だろうと思うので、メリハリをつけたやり方をしていきたい。

我々にとっては庁内で予算獲得が一番の重要なミッションであるが、議会も踏まえて相手方に理解してもらうことは並大抵なことではない。今回、これは全部議事録で出るので余り言えないが、次大夫堀や民家園、世田谷の農村風景を多くの人たちにやってもらうには予算や空間、物が必要であるから、それを同時並行でやっているのだから、専門的な見地をいただきながら、我々はそれをいかに具現化するか、残していくための普及活動も踏まえてやっていかなければいけないと思う。やれば終わりという感覚があるので、相手方がどう思っているかということは余り考えない傾向にあるが、それ相当の予算をかけてやるので、世田谷の予算をわかってもらう取り組みにしていきたい。

きょうはいろいろな話が出た中で、学校現場への投げかけ、庁内で議論することのアイデアもいただいた。今回は1回目ということで、きょうは時間を8時までということでお願いしていたと思うが、努力していきたいと思う。

○委員 きょうは諮問という形で、初めてこういう構想について説明していただい

た。次回、さらに詳しく内容についてディスカッションできるのではないかと思います。都区内でも世田谷が先進的にこういうものに取り組んでいるので、見本となるものをつくっていかないと、絵に描いた餅ではしょうがないので、そこら辺はよろしく願います。

議論は尽きないが、時間の関係もあるので、この保存活用基本方針の策定についての議題は終了し、事務局から報告をお願いします。

○事務局 まず、奥沢神社の大蛇お練り行事が東京都の指定無形民俗文化財へ指定されたことについて報告する。

去る1月25日に東京都文化財保護審議会が開かれ、区の指定である無形民俗文化財の奥沢神社の大蛇お練り行事が東京都指定無形民俗文化財に指定すべきであるとの答申があった。これは区内では浄真寺の二十五菩薩練供養（お面かぶり）と世田谷のボロ市に次いで3例目の東京都指定無形民俗文化財となる。今後、3月の下旬に告示となり、正式に指定される。東京都の指定になることにより、区の指定は解除という扱いになる。

次に、せたがやの文化財No.028は、新規登録指定の文化財の紹介に加え、遺跡調査及び区の文化財事業を報告している。

また、郷土資料館にて区内発掘調査の速報展を開催中であり、その案内のチラシと解説シートを配付しているので、来館いただきたい。

最後に、次回審議会の日程調整をお願いします。次回、5月の連休明けで設定させていただければと考えている。会議室の都合等で5日ほど予定しているが、御都合のいい日程について調整させていただきたい。候補日として、5月9日、5月10日、5月11日、5月13日、5月16日のいずれも18時30分から決めさせていただきたい。

〔日程調整〕

○事務局 5月13日の18時半からを予定するが、山本会長の都合で開催時間を少し後

ろにずらすことについては、また近くなってから御案内させていただきたい。日程については、改めて確認の連絡をさせていただく。

○委員 報告事項について質問はあるか。ないようであれば、時間も超過したので、平成28年第1回世田谷区文化財保護審議会を終了する。

午後8時7分閉会